

禁錮騒動再見

鈴木友和

(会員 兵庫県西宮市)

はじめに

禁錮騒動は明治初期の佐伯で藩制改革に絡んで起きた一大事件とされている。しかし遺された史料・情報が少ないため謎が多く、その歴史的評価も定まっているとは言えない。

「鶴藩略史^{〔1〕}」には

明治三年（一八七〇）十一月 上士田中晟之（静衛）、

高橋貢、谷川豹、関守人、長谷川七十郎、阿南惟長（勇）、

中士高橋熊太、中士尾間忠恕（捨藏）、古川靜藏を城中に禁錮す（括弧内は別称、筆者注）。

この事件を唯一くわしく伝えているのは「佐伯藩士禁錮騒動之顛末記^{〔2〕}」（以下「顛末記」）である。明治三年における佐伯藩の藩政改革の進捗状況、この一味同志の主張、藩

内の兵隊党（過激派）と学校党（穏和派）の間で高まる緊張や騒動のあらまし等について見聞したことを書きとめ、彼らに理解を示す見解が述べられている。

「佐伯郷土史^{〔3〕}」及び「佐伯市史^{〔4〕}」も記述を主に「顛末記^{〔2〕}」に依拠し、後者では「翁が付記しているように真相はあくまで不明というのが真相であろう」と結ばれている。

一方、「図説新佐伯志^{〔5〕}」では、巻末の歴史年表の中に「明治三年 藩制改革に反対の藩士をとらえ、投獄する（禁錮騒動）」とだけ記されている。

本稿では佐伯藩の「御用日記^{〔6〕}」を始め、幾つかの新たな史料を解読・読み下すことにより禁錮騒動を再検討し、その真相に迫つてみたい。先ず二章にわたつて調査結果を報告し、最終章でまとめて考察を行う。

御用日記から見た禁錮騒動

佐伯藩の公用日記には「家老日記」と「番頭日記」があるが、以下に引用するのは前者に相当するもので、記載者は家老戸倉六郎兵衛及び大参事佐久間儀右衛門である。「御用日記」には藩政に係る藩内の日々の出来事が記録されているだけでなく、日田県から近隣藩を経由して昼夜を

問わず飛び込んでくる飛脚便（廻章）に関する記事が多い。そこには慌しい時代の動きがよく反映されている。以下絶時に禁錮騒動に関連する主な事項を抜粋する。

佐伯藩では明治二年（一八六九）六月に第十一代藩主毛利高謙が版籍を奉還して藩知事となり、維新政府の指示に従い同年十二月二十四日には藩政改革を布告した。

「御用日記」には「御政體を遵奉し、名実不合の内政は悉く変革確実簡易の規則を定め候」を骨子とする直書が記されている。その具体な内容を示す布告書は記されていないが、「從来の階級は廢せられ士族を三等に、卒族を三級に分け、大参事、権大参事、小参事、権小参事以下の役名が決められ其の俸給が決められた^{〔3〕}」。知事給が旧封の租額の十分の一に減額され、厳しい改革が求められたのである。

翌明治三年（一八七〇）六月には山口藩から同藩脱徒の取締依頼書が届くと、佐伯藩から見舞いの使者を山口表へ遣わすといったことも記されているが、藩内の不穏な動きなどはとくに記録されることなく、改革布告後ほぼ一年が経過しようとしていた。ところが同年十一月に状況は一変する。

十一月五日

一拙者儀忌 横氣快、今日出勤致し、先達て御使を以て御尋成下され、忌御免成され難有仕り候—御札 御直に申上候、尤も支度時服麻上_下着用。
筆者注）へ相達候。

十一月九日

一拙者儀忌 横氣快、今日出勤致し、先達て御使を以て御尋成下され、忌御免成され難有仕り候—御札 御直に申上候、尤も支度時服麻上_下着用。

一左の面々御用の儀有之候間、四時出頭大監察共より相触れさせ候様—幾作へ由渡候（出頭を命じられた三六人の姓名省略）。

一右御用の面々何れも相揃候段大監察共相達候旨—幾作申聞候付、達候—

一御居間へ 御着坐。

一拙者始め何れも追々罷出、御機嫌相伺御用向申上候。

一拙者・権大参事幾作侍座、歩卒将共一同 御前へ 召出され、今日御不審の面々御所置有之候付、警衛致し候様仰付られ、御上段下東の方御杉戸際へ相扣させ候。

一右畢りて上中士二二人 召し出され 御尋の義有之、相済み二ノ御居間御椽側へ相扣させ候。

一左の面々 御前へ召し出され、左の通り 仰付られ候段

御直に仰出され候處、恐入畏奉り候段御受け申上候（召

し出された九人の姓名は既出のため省略）。

先達て病氣と偽り他藩へ罷り越、藩の名を売り、銃器

買入の相談等致し、或は脱走を進め、其の他不審の儀

少なからず、依て御城内へ禁錮 仰付られ候。

一右相済み、御廊下より御稽古場通り御書蔵向役所へ暫く
相扣させ候、尤も歩卒将並びに二ノ御居間へ相扣させ候
面々警衛致し候。

一右確局出来の上同局へ幽閉致させ候。

一前条幽閉 仰付られ候に付、左の面々警衛御番 仰付ら
れ候間、申談昼夜油断なく嚴重相勤め申すべき旨 仰出
され候付、其の段一幾作より申渡させ候處、御受謁之候
付、御聽に達候（十九人の姓名省略）。

一拙者並びに六郎兵衛儀 御前へ 召し出され、今日幽閉

の面々或は病氣と偽り他藩へ罷り越、御藩の名を売り、
銃器買入等の相談致し、又は攘夷の論を唱え、脱走等を

進め、其の他御不審の廉有之候、依て右の通り 仰付ら
る、此段 朝廷へ御伺成らるべく候、尤も其余の面々は
聊かも御疑の筋無之候、兼て仰付られ候通り何れも一和
致し鎮静相成り候様仰出され候に付、御受 御直に申

上、拙者儀直に例席へ侍座致し候。

この日だけで記述は二八項に及んだ（第一回参照）。

九人に對する糾問は同年十一月四・五の両日に行われた。その内容は記されていない。

藩外では十一月に日田県玖珠郡で小民蜂起・騒擾、十二
月には府内藩及び日出藩で農民一揆が起き、辺りは騒然と
してきた。とくに日田県一揆は維新政府を震撼させ、次の
ような達書が發せられた。

近來浮浪の徒豊後路辺各所に潜伏し、時々出没暴行に
及び候段日田県・中津藩より届出候に付ては近傍地
方官管内捕押方嚴重は勿論臨機兵威を以て処置致べ
く候、尤も右取締のため河野彈正少忠日田県迄差遣わ
され候、時宜により差図に及び候儀も有之通りに候
条、此旨相達候事。

庚午十一月

太政官

さらに十二月十九日早朝には日田彈正台発白杵藩経由
で左記の廻章が届いた。

近來浮浪の徒東西に出没暴行に及び候趣、右に付關係
致し居る者逮押候向の口答は勿論、其の他聞込の次第

第1図藩政資料「御用日記」佐伯市教育委員会蔵（6）
明治3年11月9日の記述の一部を示す。

生也高高多事
事成高大所多事
莫大之高漢神
事成後事
事成多事事
事成多事事
事成多事事

事成

事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事

一
事成多事事
事成多事事

一
事成多事事

一
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事

事成

一
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事
事成多事事

事成

も有之候は委細書付を以て至急當出張所へ差出さるべく候也。

庚午十二月十一日 日田彈正台出張

佐伯藩は間髪を容れず使者を立て、同月二一日付で日田県へ次のような届書を送つたと記されている。

藩士の内九人別紙の通り浮浪の徒を藩内へ密に引入、或は脱藩して右の徒と会合し、金子を差贈、又藩制を犯し市店等にて粗暴の所行有之、旁幽閉申付置候、日御達の儀も御座候に付、此段御届申上候。

新政府は畳み掛けるように、十二月に四條隆謙陸軍少将を巡察使として日田県へ派遣、取締の強化に出た。この頃、巡察使の浮浪の徒に対する取締は一段と厳しさを増し、藩内の通行規制や熊本藩巡見使による藩内巡見の様子がくわしく記述されている。

四月二十五日・二六日・二七日に日田県巡察使糾弾所において九人の糾弾が行われた結果、「追て御沙汰有之迄御藩へ御預」と決つた。五月一日、九人は護送されて帰藩、警衛士に引き渡された。その後と藩は幽閉の徒の外に浮浪関係の里正・社人・百姓・僧侶を次々と糾弾、日記には次のように記されている。

新政府は畳み掛けるように、十二月に四條隆謙陸軍少将を巡察使として日田県へ派遣、取締の強化に出た。

五月二十日

明けて明治四年（一八七二）一月十五日、藩知事は「去る已の冬（明治二年、筆者注）藩制変革致し候處、猶今般天朝之御趣旨を遵奉し簡易節略冗官を省き、別冊の通り改革致し候（後略）」と述べ、第二次の藩政改革の布告を行つた。同月二九日、藩は九人の糾問書・服罪書を弁官へ提出、

同年三月二二日には巡察使より達書が届き、「幽閉の面々御糾弾の筋有之候に付、至急差出候様」命じられた。藩は

同月二十四日一二六日、九人を三班に分け、手鎖・無駕籠で

日田県へ出立させた。

先日御達御座候当藩士族口口徹並びに管内西教寺其他脱徒關係の者夫々糾問仕候書差出候、此段申上候也。

界紙

一去る七日より追々相記候通り、脱徒關係の士族・里正・社人・百姓・僧侶共糾問致し、左の御届書並びに糾問書等長崎県巡察使御滞在所へ差出され候付、今朝飛脚卒両人差立候。

辛未五月二十日

佐伯藩印

禁錮騒動の結末

巡察使
御滞在所

糾弾方御中

一士族糾問書

一里正・社人・百姓糾問書

一僧侶糾問書

一糾問合見附

一冊 一冊 一冊

同年七月九日の日記には次の二文が見られる。

一 西海道鎮台より左の御達書今夕申の下刻相達候付、

御聽に達候

其の藩田中静衛始め九人別紙名前の方共御用候

間、至急日田分營へ護送有之べし、此旨申入候也。

辛未七月五日

佐伯藩

(別紙略)

この騒動に関わるその後の出来事を幾つかの史料により経時に見てみよう。

「顛末記」⁽²⁾は明治四年五月に、権大参事古賀直衛、同関谷藤藏臨席の上、三の丸櫻側において、旧徒士渡辺吉左衛門が九人に對し次の宣告文を読み渡したと記している。

其の方共儀深く御布告の砌、山口県脱徒潜伏致させ候始末、一同不埒に付、庶民に下し、禁獄一年由付候事。

同年八月十九日、毛利高謙は詔命により佐伯を發ち、東京へ移つた。同年十一月十一日には豊後七県は大分県に統一された。

「公文錄」⁽⁷⁾によると、司法省は明治四年十一月二十九日付で

「愛宕通旭始め不良の企相謀候者共」一二五人を断刑した。愛宕は京都府貫属華族愛宕通祐の孫で二六歳、「陰謀を企て兵威を以て朝憲を紊乱せんとする者」とされ、梶示の刑を受けた。禁錮騒動の九人はいづれも「脱徒の情を知りて潛匿せしめ、金を與ふる者、情輕し」として禁獄一年とされている。

禁錮騒動に関する主な記事はここで終わる。

大分県宛の明治四年十二月司法省達には、元佐伯県土族

九人に対し敦賀県（尾間捨蔵）及び香川県（残りの八人）へ

「御預相成候条受取人差出候はば、嚴重引渡有之べく候也」

とある。また同月十一日付で、この処置を次のように説明

している。

今般其の県において御所置相成候不良の徒多人数一
緒に差置き候ては自然悔悟の道を誤り再び兜謀を醸
し候も計り難きに付、禁獄一年以上の者は然るべき

県々へ御預相成（後略）

この達書で注目されるのは、彼らが日田県一揆に係った
元日田県管内豊前国企救郡など他県の七人と共に一括し
て処分されていることである。尾間捨蔵は更に明治五年
（一八七二）一月二五日付で長浜県での禁獄を仰せ付けら
れている。

他県へ御預となつた後の九人の消息は殆ど知られてい
ない。古川静蔵は明治十年（一八七七）に西南戦争で薩軍
に徴用され、無事帰郷した二二人の中にその名が認められ
る^④。また西南戦争中、「佐伯士族の巡查志願」の諸士の中に
阿南勇の名が見られる^⑤。長谷川七十郎も受刑後佐伯へ戻つ
たが、西南戦争中佐伯が薩軍の侵攻を受けた際、夜陰に紛
れ家族を引き連れ辛うじて大阪へ脱出したと伝え聞く。彼

は筆者の母方の曾祖父に当たる。

幽閉された一党

この一党的性格を知るため、乏しい史料ながら、九人の
うちの幾人かについて具体的に見てみよう。

坂本家文書の「御家中血縁系図」には谷川・長谷川・尾
間・古川・高橋の姓があり、五人は旧い家系の出であると
思われる。

「御家中席帳」（佐伯市山名氏蔵）^③には御側御用人阿南宗
兵衛（一党的リーダーの一人だが、宣告時にはその名が見
られない）、御取次高橋貢、御給人格阿南勇、御徒士古川静
蔵の名が見られる。

「御用日記」^⑥によれば、阿南勇は明治二年の藩政改革布告
時に側用人を免じられ、古川静蔵は金一封を賜っている。

東京大学史料編纂所の調査書^⑩には高橋熊太は慶応四年
（一八六八）四月十五日、京都聖護院村操練場で銃隊の一員
として参加している。阿南勇は九月二五日の京都調練の際
の小隊長。長谷川七十郎は明治元年（一八六八）、平元良蔵
方へ銃練稽古として入塾している。

「佐伯藩知事毛利高謙家記」では、長谷川七十郎は慶応三

年（一八六七）十月より明治元年（一八六八）十月の間に「毛利伊勢守内 長谷川續」の名で江戸表から弁事御役所、陸軍局、軍防局などへ宛て数々の書状を送付している。従つて彼は少なくともこの間江戸詰めであつたことが判る。しかし明治三年八月一日には銃隊教佐を免じられている（御用日記⁽⁶⁾）。

「明治四年頃佐伯藩時代屋敷図」（第二図参照）には、高橋貢・谷川約・長谷川七十郎・高橋熊太・古川静蔵の家宅が東北の一角（後田、大田中）に見られる。この一帯は幕末期、江戸屋敷引払いに伴い佐伯へ差下されることになった藩士のため、藩が屋敷を建築し下げ与えた処である。⁽³⁾⁽¹³⁾ この一党には江戸・東京を知る人物が多いのが一つの重要な特徴と言えよう。

前記の「公文録」には九人全員の年齢が記されている。禁錮騒動が起きた時の年齢に換算すると、最年長者は三七歳、最若年者は二三歳、平均年齢は二八歳である。

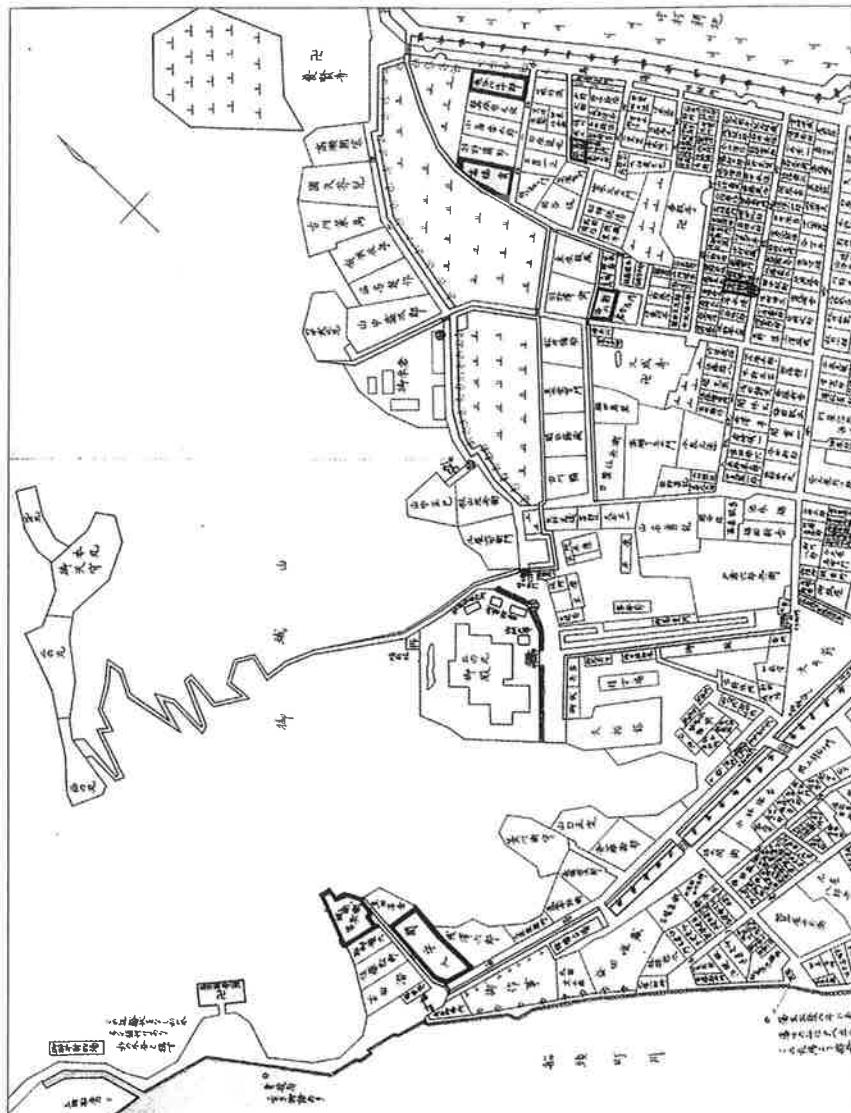
一、一党は藩制改革のどこに不満を抱いていたか
「顛末記」に載せられている彼らの盟約文の大意には、「近時戸位の賊臣等、梶張跋扈して國君を蔑視し、唯自己等が威福をのみ専らにす（中略）旧來の弓馬、劍槍を廃棄し、之を称して世間並と唱へ居る、（中略）又徒らに洋術のみを武家の肝要事と心得るは、全く彼等が無学無術より生ずる訣である（後略）」とあり、まず大參事・小參事などの執政に対する不満があつたようだ。

『佐伯市史』では、この騒動は「改革をうたいながらも旧態依然たる藩執行部に対し、冷遇されていた有志たちの不満がぶつつけられた」という見方をとっている。確かに先に役を免じられていた長谷川や阿南には藩人事に対する不満があつたことは否定できないが、かつて江戸（東京）や京都で勤務したことのある藩士を含む一党は個人的な事情を超えて真剣に藩の将来を案じていたと考えて差支えないだろう。

また明治二年に布告された藩制改革への不満もあつたようだ。例えば、佐藤は「顛末記」の中で「以上の改革たるや、名は改革と呼ぶも、其の実は只役名が変更したといふ迄にて、從来の陋習は毫も革正せられたるもの有らざり

禁錮騒動に関する考察

以上の調査結果に基づき、幾つかの観点から禁錮騒動の真相に関する考察を加えてみたい。



第2図『明治4年頃佐伯藩時代屋敷図』(12)
禁固騒動の一党のうち7人を太い黒瀬で示す。

しなり、仮令ば藩中に如何なる有為の人材あるも、経綸に長じ、学識に富める人物あるも、之を抜擢して一席だも進めしものなく（後略）」と評している。養賢寺の長老、鼎洲和尚や下野村惣里正、染谷賛太郎など彼らを支援した人が少なくなかったことはその主張が當時正当性を持つていた証と言えよう。

二、彼らは如何なる手段に訴えて目的を達成しようとしていたのか

当時各地で頻発していた「士族の反乱」や一揆のように、彼らは武力に訴えようとしていたのだろうか。彼らは藩の軍事部に属していたため兵隊党と称されていたが、先の盟約文には「近き内会議を開き、藩庁の汚穢を掃除し、確乎たる国是を確立する為め、誓文を作りて（後略）」と記している。張りつめた気配を感じさせるが、彼らが軍事部内で煽動活動をしたり、武器使用を企図していたという証拠は藩の罪状文以外では何処にも記録されていない。

彼らがどんな方法を考えていたかは明らかでない。

三、藩知事の対応

「御用日記⁽⁵⁾」の明治三年十一月九日条にあるとおり、藩知事は極めて手際よく事を運んだ。この日急遽、しかし努め

て平静を装い、両党三六人の藩士を召集、警衛のため歩卒将を待機させた上で、先ず学校党の一二人に対し形だけの尋問を終えると、九人を面前に召し、いきなり罪状を告げて捕縛、その日のうちに急造の仮獄舎へ幽閉し、二四時間体制で警衛番人を配置した。

これらの一連の対応から、藩知事は自らが進める藩政改革に異議を申し立てる一党を排除しようと決意し、大参事が病氣欠勤中にも拘らず周到に準備を進め、当日は果敢に実行したことが窺える。これにより彼は「士族の反乱」を未然に防止したとする評価があるかもしれない。しかし彼の対応は明らかに常道を逸脱している。彼は一党に余程の脅威を覚え、このような非常の手段をとつたと推察される。

四、罪状について

罪状に関するものいくつか不可解な点⁽⁶⁾がある。

第一に、藩知事は彼らを全く訊問することなく、唐突に罪状を告げ、即刻幽閉している。『大分県史⁽⁷⁾』によると、後述する日田県一揆では、佐伯藩だけが巡察使の捜索以前に藩独自の処罰をしていたとされる。

第二に、九人の罪状・刑が同一である。通常であれば、九

人の間に罪状の較差・刑の輕重があつてしかるべきだと思われる。

第三に、「御用日記」^[6]には少なくとも三度、九人の罪状が記されているが、その度に内容が異なり、一貫性を欠いている。殊に日田県への明治三年十二月二一日付届書では、藩士の品位を著しく貶めるような所行が加わり、當時浮浪の徒の係つた一揆が頻発するという時宜を見定め、彼らを国事犯に仕立てようとした意図を感じさせる。

巡察使はその届書に沿つて彼らを国事犯として扱い、新政府が最も敏感な日田県一揆に関連させて中央へ報告したと考えられる。その結果、彼らは司法省からの達で日田県一揆に関与した他県の人々と共に隔地へ御預になつたのであろう。東京大学史料編纂所の調査でも同様の見解がとられている。^[14]

しかし『大分県史』^[14]には、「かつては、山口藩脱隊士卒の教唆・煽動により日田県一揆が引き起こされたとされていたが、二豊における尊攘派反政府勢力と農民との関係は、山口藩内の場合は逆に、否定されつあると言つて良いだろう。地元史料の中にも、その関係を積極的に示すものは見あたらない」と記述されている。

この一党が日田県一揆に関わる意思があつたとは考え難いことである。

五、禁錮騒動の真相

佐伯では禁錮騒動の名はまだ忘れ去られてはいない。しかし大分県レベルでは、九人は「二豊出身大樂騒動関係者」二九人のリストに組み込まれており、もはや禁錮騒動の認識はない。^[14]さらに国家レベルでは、維新政府は尊攘派反政府活動の国事犯として九人を断刑した。これは彼らが当初意図したことから著しく乖離した成り行きだと言わざるを得ない。『大分県史』^[14]では、彼らの異質性に注目し、「佐伯藩の関係者はいづれも藩政改革に批判的な兵隊党所属者であり、明治初期の政策のひずみがこういう形で現われて来ているのであろう」と考察されている。このような結末に至つた「政策のひずみ」を含む経緯を丹念に探究し、事件の真相を明らかにすることこそ、佐伯郷土史の研究に携わる者の役割であろう。

「御用日記」で見る限り、禁錮騒動は藩知事が仕組み、主導したことは疑う余地がないように思われる。それでは彼をしてこのような尋常でない対応をとらせた要因は何だったのだろうか。

まず、この一党が実際に「土族の反乱」を起す時が迫つていた場合を想定してみよう。当然、藩知事は極度の危機感を覚えていただろうが、この段階で彼らを捕縛することは難しい。しかし、そこへ彼らが他藩の脱徒と積極的に

関つているとする情報が加われば、この罪で彼らを捕え、一挙に「土族の反乱」まで未然に防ぐことができると考えたであろう。これら二つの仮定とともに真実であつたと判れば、これを以て禁錮騒動の真相であると結論することができよう。しかし先に指摘したように、幾つかの見逃せない疑義がある。

次に、この一党が武力以外の方法で自らの主張を貫こうとしていた場合も想定してみよう。それにも拘らず、藩知事に強い脅威を与えたとしたら、彼らが恰も「土族の反乱」を起こそうとしているかのような、事実に反する情報が藩知事に伝えられていた可能性が考えられる。藩側近の中には、幕末に江戸から続々と帰藩した藩士に対しライバルとしての脅威を覚え、「徳川三百年の間培われた小藩の猜疑嫉視の弊風」に負け、意図的に帰藩者の動きを誇張・歪曲して藩知事に伝達するような者はいなかつたか。

さらに藩知事毛利高謙の性向や一党的行動の軌跡など

様々に入り組む要因を解明し、全貌を掴むことができた時、初めて禁錮騒動の真相を明らかにできたと言えるだろう。

おわりに

新たな史料により禁錮騒動の真相に迫ろうと試みたが、事件の真相解明には程遠い。しかしこの騒動を単に明治初期に各地で起きた「土族の反乱」や日田県一揆に含めてよしとするのではなく、僻遠の小藩、佐伯が苦惱しながら近代化を遂げる過程で起きた、藩政改革をめぐる事件がどのようにして尊攘派反政府活動と見なされ、この一党が国事犯として断罪されるに至つたのか、そのからくりを明らかにしなければならないという方向性が見えてきた。

今後さらに関連史料の発掘・解読や伝承情報の収集などに努めてゆきたい。

最後に、藩政史料の閲覧にあたり丁寧に対応していただきいた佐伯市教育委員会文化振興課の皆様、様々なご支援と貴重なご助言をいただいた佐藤巧様（佐伯史談会）並びに藤田恒春様（NHK学園西宮オープンスクール「古文書を

読む」講師)に謝意を表します。

注

- (1) 平山小文治編纂・増村隆也訳「鶴藩略史」(執筆年不詳)(第十二代高謙公、『佐伯史談』第三十号、一九六七年)。
- (2) 佐藤藏太郎(一八五五—一九四二)遺稿「佐伯藩土禁錮騒動之顛末記 全」(執筆年代不詳)、佐伯史教育委員会所蔵。
- (3) 増村隆也著『佐伯郷土史後編』、佐伯印刷、一九五三年。
- (4) 佐伯市史編さん委員会編『佐伯市史』、一九七四年。
- (5) 佐伯史談会発行・編集『図説新佐伯志』、一〇〇八年。
- (6) 佐伯藩政史料「御用日記」、佐伯市教育委員会所蔵。
- (7) 「公文録」司法省之部 辛未十二月、国立公文書館所蔵。
- (8) 「官省達留」辛未・壬申、大分県立公文書館所蔵。
- (9) 柴田勝実編「明治丁丑豊後西南戦記」、稿本、一九六三。
- (10) 「大分県下幕末維新期史料の調査」、『東京大学史料編纂所報』第三六号、一〇〇一年。
- (11) 「佐伯藩知事毛利高謙家記 乾」從丁卯十月至戊辰十月、大分県立図書館所蔵。
- (12) 佐伯市教育委員会編「明治百年記念 佐伯昔と今」、一九六七年。
- (13) 佐藤鶴谷著『佐伯秘説録』、豊国史談会、一九一八年。
- (14) 大分県総務部総務課編『大分県史 近代篇Ⅰ』、一九八四年。